

企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」

企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（最終改正 2021 年 3 月 26 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。なお、今回の改正に伴い字句等の形式的な修正を行っているが、当該修正のみを行っている箇所は、本新旧対照表に含めていない。

改正後	改正前
<p>企業会計基準適用指針第 30 号 収益認識に関する会計基準の適用指針</p> <p style="text-align: right;">2018 年（平成 30 年）3 月 30 日 改正 2020 年 3 月 31 日 改正 2021 年 3 月 26 日 <u>最終改正 2024 年 9 月 13 日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準適用指針第 30 号 収益認識に関する会計基準の適用指針</p> <p style="text-align: right;">2018 年（平成 30 年）3 月 30 日 改正 2020 年 3 月 31 日 <u>最終改正 2021 年 3 月 26 日</u> 企業会計基準委員会</p>
<p>適用指針</p> <p>Ⅲ. 会計処理</p> <p>3. 特定の状況又は取引における取扱い</p> <p>（7）買戻契約</p> <p>（企業が商品又は製品を買い戻す義務（先渡取引）あるいは企業が商品又は製品を買い戻す権利（コール・オプション））</p> <p>69. 企業が商品又は製品を買い戻す義務（先渡取引）あるいは企業が商品又は製品を買い戻す権利（コール・オプション）を有して</p>	<p>適用指針</p> <p>Ⅲ. 会計処理</p> <p>3. 特定の状況又は取引における取扱い</p> <p>（7）買戻契約</p> <p>（企業が商品又は製品を買い戻す義務（先渡取引）あるいは企業が商品又は製品を買い戻す権利（コール・オプション））</p> <p>69. 企業が商品又は製品を買い戻す義務（先渡取引）あるいは企業が商品又は製品を買い戻す権利（コール・オプション）を有して</p>

改正後	改正前
<p>いる場合には、顧客は当該商品又は製品に対する支配を獲得していない。</p> <p>商品又は製品の買戻価格が当初の販売価格より低い場合には、当該契約を企業会計基準第 <u>34</u> 号「リースに関する会計基準」（以下「リース会計基準」という。）に従ってリースとして処理する。<u>ただし、契約に、企業が販売した商品又は製品の当該企業による顧客からのリース（以下「リースバック」という。）が含まれる場合、当該契約を金融取引として処理する。</u></p> <p>商品又は製品の買戻価格が当初の販売価格以上の場合には、当該契約を金融取引として処理する。</p> <p>買戻価格を販売価格と比較する際には、金利相当分の影響を考慮する（〔設例 26-1〕）。</p>	<p>いる場合には、顧客は当該商品又は製品に対する支配を獲得していない。</p> <p>商品又は製品の買戻価格が当初の販売価格より低い場合には、当該契約を企業会計基準第 <u>13</u> 号「リース取引に関する会計基準」（以下「リース会計基準」という。）に従ってリース<u>取引</u>として処理する。商品又は製品の買戻価格が当初の販売価格以上の場合には、当該契約を金融取引として処理する。</p> <p>買戻価格を販売価格と比較する際には、金利相当分の影響を考慮する（〔設例 26-1〕）。</p>
<p>（企業が顧客の要求により商品又は製品を買い戻す義務（プット・オプション））</p> <p>72. 企業が顧客の要求により商品又は製品を当初の販売価格より低い金額で買い戻す義務（プット・オプション）を有している場合には、契約における取引開始日に、顧客が当該プット・オプションを行使する重要な経済的インセンティブを有しているかどうかを判定する。</p> <p>顧客が当該プット・オプションを行使する重要な経済的インセンティブを有している場合には、当該契約をリース会計基準に従</p>	<p>（企業が顧客の要求により商品又は製品を買い戻す義務（プット・オプション））</p> <p>72. 企業が顧客の要求により商品又は製品を当初の販売価格より低い金額で買い戻す義務（プット・オプション）を有している場合には、契約における取引開始日に、顧客が当該プット・オプションを行使する重要な経済的インセンティブを有しているかどうかを判定する。</p> <p>顧客が当該プット・オプションを行使する重要な経済的インセンティブを有している場合には、当該契約をリース会計基準に従</p>

改正後	改正前
<p>ってリースとして処理する。<u>ただし、当該契約にリースバックが含まれる場合、当該契約を金融取引として処理する。</u></p> <p>重要な経済的インセンティブを有していない場合には、当該契約を返品権付きの販売（<u>本適用指針第 84 項から第 89 項参照</u>）として処理する。</p> <p>重要な経済的インセンティブを有しているかどうかを判定するにあたっては、買戻価格と買戻日時点での商品又は製品の予想される時価との関係やプット・オプションが消滅するまでの期間等を考慮する。例えば、買戻価格が商品又は製品の時価を大幅に上回ると見込まれる場合には、顧客がプット・オプションを行使する重要な経済的インセンティブを有していることを示す可能性がある。</p> <p>買戻価格を販売価格と比較する際には、金利相当分の影響を考慮する（〔設例 26-2〕）。</p>	<p>ってリース取引として処理する。重要な経済的インセンティブを有していない場合には、当該契約を返品権付きの販売（第 84 項から第 89 項参照）として処理する。</p> <p>重要な経済的インセンティブを有しているかどうかを判定するにあたっては、買戻価格と買戻日時点での商品又は製品の予想される時価との関係やプット・オプションが消滅するまでの期間等を考慮する。例えば、買戻価格が商品又は製品の時価を大幅に上回ると見込まれる場合には、顧客がプット・オプションを行使する重要な経済的インセンティブを有していることを示す可能性がある。</p> <p>買戻価格を販売価格と比較する際には、金利相当分の影響を考慮する（〔設例 26-2〕）。</p>
<p>V. 適用時期等</p> <p><u>107-2. 2024 年改正の本適用指針（以下「2024 年改正適用指針」という。）の適用時期は、2024 年に公表されたリース会計基準の適用時期と同様とする。</u></p>	<p>V. 適用時期等</p> <p>（新 設）</p>
<p>VI. 議 決</p> <p><u>108-4. 2024 年改正適用指針は、第 532 回企業会計基準委員会に出席した委員 13 名全員の賛成により承認された。</u></p>	<p>VI. 議 決</p> <p>（新 設）</p>

改正後	改正前
<p>結論の背景</p> <p>経緯</p> <p>109-4. 2024年改正適用指針では、2024年のリース会計基準の公表に伴い、<u>買戻契約の取扱いに関する改正を行った。</u></p>	<p>結論の背景</p> <p>経緯</p> <p>(新設)</p>
<p>I. 会計処理 (IFRS 第 15 号の定め及び結論の根拠を基礎としたもの)</p> <p>3. 特定の状況又は取引における取扱い</p> <p>(6) 買戻契約 (企業が商品又は製品を買い戻す義務(先渡取引)あるいは企業が商品又は製品を買い戻す権利(コール・オプション))</p> <p>155. 企業が先渡取引又はコール・オプションを有している場合、買戻価格と当初の販売価格との関係に応じて、当該取引をリース又は金融取引として処理する。商品又は製品を当初の販売価格より低い金額で買い戻す義務又は権利を有する場合には、実質的に当該商品又は製品を一定の期間にわたり使用する権利の対価が企業に支払われることになるため、当該契約をリースとして処理する。<u>ただし、当該契約にリースバックが含まれる場合、当該契約をリースとして処理し、その後、リースバックとして処理することを要求することは適切でないと考えられるため、リース会計基準の公表に伴い、契約にリースバックが含まれる場合、当該契約</u></p>	<p>I. 会計処理 (IFRS 第 15 号の定め及び結論の根拠を基礎としたもの)</p> <p>3. 特定の状況又は取引における取扱い</p> <p>(6) 買戻契約 (企業が商品又は製品を買い戻す義務(先渡取引)あるいは企業が商品又は製品を買い戻す権利(コール・オプション))</p> <p>155. 企業が先渡取引又はコール・オプションを有している場合、買戻価格と当初の販売価格との関係に応じて、当該取引をリース取引又は金融取引として処理する。商品又は製品を当初の販売価格より低い金額で買い戻す義務又は権利を有する場合には、実質的に当該商品又は製品を一定の期間にわたり使用する権利の対価が企業に支払われることになるため、当該契約をリース取引として処理する。<u>一方</u>、商品又は製品を当初の販売価格以上の金額で買い戻す義務又は権利を有する場合には、企業は実質的に金利を支払うことになるため、当該契約を金融取引として処理する(第 69 項参照)。</p>

改正後	改正前
<p>は金融取引として処理する定めを追加した。また、商品又は製品を当初の販売価格以上の金額で買い戻す義務又は権利を有する場合には、企業は実質的に金利を支払うことになるため、当該契約を金融取引として処理する（本適用指針第69項参照）。</p>	
<p>（企業が顧客の要求により商品又は製品を買い戻す義務（プット・オプション））</p> <p>157. 企業が顧客の要求により商品又は製品を当初の販売価格より低い金額で買い戻す義務を有しており、顧客がプット・オプションを行使する重要な経済的インセンティブを有している場合には、顧客は、プット・オプションを有していることにより、当該商品又は製品の使用を指図する能力や当該商品又は製品からの残りの便益のほとんどすべてを享受する能力が実質的に制限されるため、当該商品又は製品に対する支配を獲得していない。この場合、顧客が当該プット・オプションを行使すると、実質的に当該商品又は製品を一定の期間にわたり使用する権利の対価が企業に支払われることになるため、当該契約をリースとして処理する。なお、リース会計基準の公表に伴い、企業が先渡取引又はコール・オプションを有している場合と同様の理由により、当該契約にリースバックが含まれる場合、当該契約を金融取引として処理する定めを追加した（本適用指針第72項参照）。</p>	<p>（企業が顧客の要求により商品又は製品を買い戻す義務（プット・オプション））</p> <p>157. 企業が顧客の要求により商品又は製品を当初の販売価格より低い金額で買い戻す義務を有しており、顧客がプット・オプションを行使する重要な経済的インセンティブを有している場合には、顧客は、プット・オプションを有していることにより、当該商品又は製品の使用を指図する能力や当該商品又は製品からの残りの便益のほとんどすべてを享受する能力が実質的に制限されるため、当該商品又は製品に対する支配を獲得していない。この場合、顧客が当該プット・オプションを行使すると、実質的に当該商品又は製品を一定の期間にわたり使用する権利の対価が企業に支払われることになるため、当該契約をリース取引として処理する（第72項参照）。</p>

改正後	改正前
<p>設 例</p> <p>Ⅱ. IFRS 第 15 号の設例を基礎とした設例</p> <p>13. 買戻契約</p> <p>[設例 26] 買戻契約</p> <p>[設例 26-2] プット・オプションの場合（リース）</p> <p>2. 会計処理</p> <p>A 社は、本適用指針第 72 項に基づき、当該取引をリース会計基準に従ってリースとして処理する。</p>	<p>設 例</p> <p>Ⅱ. IFRS 第 15 号の設例を基礎とした設例</p> <p>13. 買戻契約</p> <p>[設例 26] 買戻契約</p> <p>[設例 26-2] プット・オプションの場合（リース取引）</p> <p>2. 会計処理</p> <p>A 社は、本適用指針第 72 項に基づき、当該取引をリース会計基準に従ってリース取引として処理する。</p>

以 上